

平成23年度 主要な政策に係る評価書

| 分野   | 行政改革・行政運営  |   | 政策の予算額・執行額（百万円）  |   | 評価実施（予定）時期   | 平成23年9月  |
|--|--|---|--|---|--|--|
| 政策名  | 政策3：行政評価等による行政制度・運営の改善   |   |  | 22年度  | 23年度   | 担当部局<br>行政評価局総務課他3課室   |
| 基本目標   | 行政評価機能の更なる発揮を通じて聖域なく行政運営を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現を図る。  |   | 予算額  | 690百万円  | 617百万円   |  |
| 政策の概要  | 各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進するほか、各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。 |   | 執行額  | 559百万円  |  | 作成責任者名<br>行政評価局総務課長<br>三宅 俊光   |
| 施策目標   | 施策目標の達成度を測る指標  |   | 指標の設定についての考え方<br>(施策目標との因果関係)  | 指標の状況   |  | 実施状況及び施策目標の達成状況  |
|  | 目標(値)<br>【目標年度】  |   |  | 21年度現在  | 22年度実績   |  |
| 政府内における第三者的な評価専門機関として、各府省の政策・業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進する | 1  | 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況<br>平成22年度新規着手テーマについて、それぞれのねらいに応じた適期に勧告等を行うように進行管理を行うこと（詳細は別紙参照）<br>【22年度】  | それぞれの調査テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。 | －<br>(22年度から目標を設定)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「職員研修施設に関する調査」(平成22年12月10日勧告)</li> <li>「国の行政機関の法令等遵守(会計経理の適正化等)に関する調査」(平成22年7月13日勧告)</li> <li>「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」(平成22年12月28日中間公表)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「職員研修施設に関する調査」については所期の目標時期までに勧告等を実施し、目標を達成した。</li> <li>「国の行政機関の法令等遵守(会計経理の適正化等)に関する調査」については、「22年6月末を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う」との所期の目標に対し、7月13日に勧告等を実施。目途としては、目標を達成できたものと認められる。</li> <li>「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」については、当初の想定よりも調査対象法人が増加し、把握した事例や資料が膨大で取りまとめに時間を要したことなどから、目標として設定した「22年度内に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う」ことはできなかった。しかしながら、早期に改善を行うなどの自主的な取組を進めるため、平成22年12月28日に中間的に調査の状況を公表し、調査の進行状況に応じた工夫を行った。</li> </ul> <p>なお、本年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、各府省への補足調査ができなかったことも、遅延要因の一つである。</p> <p>現在、調査結果について、各府省と事実確認を行っているところであるが、受講料等の引下げなど、利用者の負担軽減に資するよう、速やかにこれを終了し、勧告等を行うこととする。</p> |
|  | 2  | 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況<br>行政運営の効率化・適正化等に係る効果を可能な限り定量的に把握すること<br>【22年度】 | 行政運営の効率化・適正化等に係る効果を可能な限り定量的に把握すること<br>【22年度】                             | 行政運営の効率化・適正化等に係る効果を定量的に把握し、より掘り下げて検証することは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。 | 指摘事項数 351<br>改善措置済数 325<br>措置率 92.6%<br>(改善措置予定を含めると措置率 99.4%)   | 指摘事項数 560<br>改善措置済数 478<br>措置率 85.4%<br>(改善措置予定を含めると措置率 95%)   |

|  |   |   |  |   |  |   |   |
|--|---|---|--|---|--|---|---|
| 政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たす | 3 | 各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率 | 100%<br>【23年度】   | 政策評価の外部検証可能性を確保することは、国民への説明責任を果たすことにつながるもの。   | －（22年度に実施される評価を対象に現況を把握）   | 各府省の政策評価に関する情報の公表を推進するため、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報を評価書に記載すること等を定めた「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を取りまとめた。また、23年度におけるフォローアップの実施方法等について検討中である。   |   |
|  | 4 | 実績評価における目標の達成度合いの判定基準及び判定根拠の明示            | 全府省における導入<br><br>【22年度中】   | 評価の判定結果を国民に分かりやすい形で論理的に示すことは国民への説明責任を果たすことにつながるため指標として設定。   | 文部科学省、農林水産省等が明示<br>(21年度)  | 政策評価制度については、22年12月及び23年2月の政策評価分科会における指摘、これまでの実施状況を踏まえ、課題を整理するとともに、更なる改善に向け、必要な措置を検討することとしている。<br>22年度においては、分かりやすい政策評価の実現等に向け、目標管理型の政策評価に係る評価書について、統一的な標準様式を導入し、目標の達成状況、目標期間終了時点の総括欄を設けるなどの改善方策の検討を行った（東日本大震災の発生を踏まえ、平成23年4月27日付けで改善方策について試行的な取組として行うこととする旨の局長通知を发出。）。 |   |
|  | 5 | 法制度の見直し時期到来時における評価の実施率                    | 法制度の見直し時期到来時における評価の実施方針を確立<br><br>【22年度中】  | 100%<br>【23年度以降】  | 法制度を見直す場面においては政策評価の果たす役割は大きいと考えられる。評価の必要性の高い対象政策への重点化は効果的かつ効率的な行政の推進につながるため指標として設定。  | －（22年度から取組実施）   | 「実績評価における目標の達成度合いの判定基準及び判定根拠の明示」については、内閣官房国家戦略室において政策達成目標明示制度の取扱いも含め検討を行っているところであり、今後、その検討の結果を踏まえ、同制度の施行に併せて実施する。<br>「法制度の見直し時期到来時における評価の実施率」については、22年度中に評価の実施方針を確立するとしていたところ、政策評価制度の検討との関連をみながら、評価の必要性の高い対象政策への重点化といった課題についても、引き続き検討することとする。   |
|  |   |   |  |   |  |   |   |
|  | 6 | 再評価を通じた公共事業等の休止・中止に係る残事業費の明示              | 全体状況の公表<br>【22年度以降】  | 公共事業等の再評価による成果を示すことは国民への説明責任を果たすことにつながるため指標として設定。   | －（22年度から取組実施）  | 公共事業等のうち、平成22年度における再評価の結果、中止となった事業の残事業費を公表した（公共事業等のうち、評価結果を踏まえ、中止となった事業（9事業）に係る残事業費は約256億円）。  |   |
|  | 7 | 政策達成目標明示制度への確実な対応                         | 政策評価制度と政策達成目標明示制度との適切な役割分担・連携・補完の関係の確立<br><br>【22年度中】  | 本格導入<br>【23年度】  | 政策達成目標明示制度は全政府で平成22年度から試行的に導入することされている。行政のレビュー機能の一端を担う政策評価制度においても、政策達成目標明示制度との適切な役割分担・連携・補完の関係を確立し、両者を円滑に推進していくことは効果的かつ効率的な行政推進につながるため指標として設定。 | －（22年度から取組実施）   | 政策達成目標明示制度については、内閣官房国家戦略室において、その取扱いも含め、検討がなされているところであり、当局としては、この検討を踏まえ、対応することとする。   |
|  |   |   |  |   |  |   |   |
|  | 8 | 客観性担保評価活動の的確な実施状況                         | 租税特別措置等に係る政策評価について、22年度税制改正大綱の政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）に照らして行われる租税特別措置等の見直し等に資する評価となっているかどうか厳格に点検を行い、税制改正作業に対し、適時に提供<br><br>【22年度以降】 | 客観性担保評価活動（政策評価の点検）は、各府省の政策評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し・改善等を目的とするものであり、これを的確に実施することにより、効果的かつ効率的な行政を推進し、国民への説明責任を果たすことにつながる。中でも、平成22年度から新たに事前評価の実施が義務付けられた租税特別措置等に係る政策評価については、点検結果を毎年度の税制改正作業に適時に提供することで、政策評価を租税特別措置等の具体的な検討に役立てようとするものであるため、目標として設定。 | －<br>(租税特別措置等に係る政策評価導入前のため実績なし)  | 13府省が実施した219件の租税特別措置等に係る政策評価について点検を行い、平成22年10月21日に税制調査会（租特等PT※）に報告<br><br>※租特等PT：租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベース拡大等の検討に関するプロジェクトチーム  | 各行政機関が平成23年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る評価を対象に、政策評価が税制改正作業に資する内容となっているかどうか点検したところ、全ての政策評価について分析・説明の不十分な点がみられた。<br>点検結果は、各府省に通知するとともに税制調査会（租特等PT）に報告し公表した。<br>税制調査会においては、平成23年度税制改正大綱の取りまとめに向け、点検結果も踏まえて、租税特別措置等の見直しが進められた。<br>このように、租税特別措置等に係る政策評価について、厳格に点検を行うとともに、点検結果を税制改正作業に対し提供したことにより、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすことに寄与した。 |

|   |    |  |  |   |  |   |   |
|---|----|--|--|---|--|---|---|
| 行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進する  | 9  | 行政評価局（管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。）受付の相談件数のうちの苦情件数 | 21年度比<br>約1割(200件)増<br>【22年度】  | 行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(H22.5策定)による重視すべき成果についての目標を設定したものの。<br>なお、苦情件数については、従来の行政相談活動では把握しきれていない苦情、意見・要望等を「とらえる」ねらいから指標として設定。   | 2,095件   | 2,871件  | 21年度に比して約37%(776件)増となっており、目標を達成した。                        |
|   | 10 | 中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数                     | 21年度比<br>約4割(8件)増<br>【22年度】  |   | 20件  | 33件   | 21年度に比して約65%(13件)増となっており、目標を達成した。                         |
|   | 11 | 行政相談委員が管区行政評価局又は行政評価事務所に処理協力を求めた相談件数       | 21年度比<br>約5%(50件)増<br>【22年度】   |   | 982件   | 1,518件  | 21年度に比して約55%(536件)増となっており、目標を達成した。                        |
|   | 12 | 行政相談委員法第4条に基づく意見の提出件数                      | 21年度比<br>約1割(15件)増<br>【22年度】   |   | 162件   | 275件  | 21年度に比して約70%(113件)増となっており、目標を達成した。                        |
| 年金記録に関するあっせん等の実施により、年金制度に対する信頼回復に貢献する   | 13 | 今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との調整の推進             | 第三者委員会の業務について早期に目途を付けること及び今後の年金記録確認体制の在り方について、結論を得る（厚生労働省と協議）<br>【22年度】  | 現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ確かな処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取り組んでいることから、行政評価機能の強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期に目途を付けることが不可欠である。そのため、今後の年金記録確認体制について早期に結論を得た上で新たな体制に円滑な移行を進めることが必要であるため、指標として設定。                                       | 一（22年度から実施）  | 厚生労働省等と調整を行ってきたが、具体的な結論を得るには至っておらず、引き続き、調整中である。       |   |
|   |    | 回復委員会への協力（データ提供等）の推進<br>【22年度】             | 厚生労働省年金記録回復委員会に出席し、年金事務所段階での職権訂正の基準策定への協力（データの提供等）を行った（その結果、日本年金機構において、脱退手当金事案についての基準が策定され、年金事務所段階における職権訂正の対象範囲が拡大した）。 |   |  |   |   |
| 当該業務について、早期にめどを付けるべく、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力するとともに、今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との調整を図り、これら方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。<br>なお、年金記録確認第三者委員会が存続する間においては、年金記録に関するあっせん等の実施に当たっては、当面、右記（目標欄）に掲げた処理方針により、処理の促進を図る。 | 14 | 年金記録に関するあっせん等の実施                           | 21年度に年金受給者から申し立てられた事案について、優先的に処理の促進を図る<br>【22年度】   | 第11回年金記録確認中央第三者委員会基本部会（21年12月24日）において、原口総務大臣から年金記録確認第三者委員会に対して、「平成21年度に年金受給者から申し立てられた事案について、優先的に処理の促進を図るとともに、20年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理を進める」よう依頼が行われたため、年金記録に関するあっせん等の目標として設定。<br><br>（参考）<br>20年度に年金受給者（無年金者を含む。）から申し立てられた事案については、遅くとも21年中を目途に処理を終える。 | ・20年度に受け付けた申立てについて99.9%処理<br>・21年度に受け付けた申立てについて38.6%処理 | ・20年度に受け付けた申立てについて100%処理<br>・21年度に受け付けた申立てについて99.9%処理 | 21年度以前に申し立てられた事案については、申立人側の事情により処理を終えていないものを除き、全て処理を終了した。 |

| 達成手段                         |                    | 22 年度<br>予算額  | 23 年度<br>予算額     | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要及び施策目標との関連性  |
|------------------------------|--------------------|---|------------------|---|---|
| 1                            | 行政評価等実施事業（総務本省）    | 130 百万円   | 103 百万円          | 1～14  | <p>いわば政府のレビュー機能として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省が所掌する政策について自ら実施する評価の推進・向上を図るとともに、各府省が行った評価の点検を実施する（政策評価推進機能）</li> <li>○ 必要性・有効性・効率性等の観点から、各府省のみでは評価しがたい複数府省にまたがる政策や業務の実施状況について、全国的規模の調査により、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方を提示する（行政評価局調査機能）</li> <li>○ 国に対する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等へのあっせん、行政苦情救済推進会議や行政評価局調査機能の活用等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営を改善。年金記録確認第三者委員会の活動を的確に補佐し、その調査審議の促進を図るとともに、判断結果を踏まえ、厚生労働大臣に対し、あっせんする（行政相談機能）</li> </ul> <p>これらの機能を十全に発揮することにより、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に寄与する。</p> |
| 2                            | 行政評価等実施事業（管区行政評価局） | 560 百万円   | 515 百万円          | 1～14  |   |
| 政策全体の<br>総括的な評価              |                    | <p>行政評価局調査については、行政評価局調査に係る勧告等に基づく、各府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善について、一定の効果を上げているが、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮化という課題が認められ、さらなる行政評価局調査の迅速かつ確かな実施に向けて、常時監視活動の強化、調査の多様化、マネジメント改革の推進等を始めとする措置を着実に推進する必要がある。</p> <p>政策評価の推進については、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の取りまとめ、租税特別措置等に係る政策評価の厳格な点検結果の税制改正作業へ提供などの取組が実施されたこと及び目標管理型の政策評価に係る評価書について統一的な標準様式の導入など改善方策の検討を行ったことは、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任に一定の効果を上げていると評価できる。今後、各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、引き続き、情報公開の徹底、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化等を図るとともに、政策評価制度について、課題を整理し、更なる改善に向け、必要な措置について検討を行う。</p> <p>行政相談の推進については、行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」（H22. 5 策定）による重視すべき成果についての目標を設定したところ、指標に係る件数が、いずれも前年度比で増加した（37%～70%）ことは、一定の効果があつたと評価できる。</p> <p>年金記録に関するあっせん等の実施については、着実に処理を推進し、目標を達成することができており、引き続き事案処理の迅速化に取り組む。今後の年金記録確認体制の検討については、平成 23 年 6 月に公表された「年金記録確認第三者委員会報告書」においても政府における早急な検討・必要な対応の実施を強く要請されていること、行政評価機能の抜本的強化が求められ、第三者委員会業務に従事する職員を本来業務へ戻すことが不可欠であることを踏まえ、業務移管を実現し、新たな年金記録確認体制の構築に向け引き続き厚生労働省との調整を行う。</p> <p>当該政策全体として、各府省における行政制度・運営の改善のため、一定の効果を発揮していると評価できるが、更なる国民に信頼される質の高い行政の実現に向けて、行政評価機能の一層の強化に取り組む必要がある。</p> |                  |   |   |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策<br>（主なもの） |                    | 施政方針演説等の名称  | 年月日              | 関係部分（抜粋）  |   |
|                              |                    | 予算編成等の在り方の改革について  | H21. 10. 23 閣議決定 | 4. 政策達成目標明示制度の導入<br>政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。   |   |
|                              |                    | 平成 23 年度予算編成の基本方針   | H22. 12. 16 閣議決定 | ③予算・行政に関する P D C A サイクルの充実<br>行政支出の無駄を減らし、限られた予算を真に国民に便益をもたらす施策に配分するためには、予算に関する P D C A（Plan-Do-Check-Action：計画・実行・検証・反映）のサイクルを充実し、施策の有効性、効率性について不断の検証を行っていくことが不可欠である。既存の政策評価制度と行政事業レビューの役割分担の明確化・連携強化や、「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）に掲げられた政策達成目標明示制度等の施策の取扱いを含め、関係府省・部局において政府全体における P D C A サイクルの整理・強化について検討を行う。 |   |
|                              |                    | 第 177 回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説  | H23. 1. 24       | 年金記録問題の解消に全力を尽くします。   |   |
| 学識経験を有する者の<br>知見の活用          |                    | <p>当局の中期的な業務運営方針である「行政評価等プログラム」の策定に当たって、政策評価・独立行政法人評価委員会の御審議をいただくとともに、行政評価局調査の「児童虐待の防止等に関する政策評価」及び「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」について、外部有識者を招いた研究会を開催し、いただいた意見を政策へ反映させている。</p>   |                  |   |   |

政策評価を行う過程  
において使用した  
資料その他の情報

- 政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000067741.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000067741.pdf)）
- 平成23年度における政策評価の実施について（平成23年4月27日局長通知）（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000114729.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000114729.pdf)）
- 平成22年度政策評価等の実施状況及び評価結果の政策への反映状況に関する報告（平成23年6月17日）（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/43624\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_1.html)）
- 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（平成22年10月21日）（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/35884\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/35884_2.html)）
- 各年度の行政評価局調査の結果（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html)）
- 年金記録に係る苦情あつせん等（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/nenkindsansha/kujou.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkindsansha/kujou.html)）

(別紙)

| 政策評価（統一性・総合性確保評価）  | 行政評価・監視   |
|--|---|
| <p>○ <b>児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）</b></p> <p>本政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。平成 22 年度においては、年内に実務者を対象として実施するアンケート調査の結果公表を行う。なお、評価結果については、平成 24 年度予算編成に資するようなタイミングで取りまとめ、必要な勧告等を行う。</p> <p>○ <b>法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）</b></p> <p>※ 「<b>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価）</b>」として着手。</p> <p>本政策評価は、法曹の養成に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析し、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価することにより、法曹養成制度の見直しに資するために実施するものである。本政策評価については、平成 22 年 5 月に政務官主宰の研究会を設置し、調査・評価の在り方、方法等を検討する。その結果を踏まえ、平成 23 年 1 月を目途に調査を開始する。なお、評価結果については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）附則第 2 条の規定に基づく検討（法施行後 10 年経過時）に資するようなタイミングで取りまとめ、勧告等を行う。</p> | <p>○ <b>職員研修施設に関する調査</b></p> <p>本調査は、多種多様な各府省の研修施設の概況を明らかにするとともに、行政運営の効率化・適正化を図る観点から、研修施設における研修の実施状況や施設の活用状況等を把握し、その見直しに資するために実施するものである。このため、平成 23 年度予算編成に反映できるようなタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査</b></p> <p>本調査は、平成 21 年 3 月に総務省が勧告した「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」のフォローアップ（9 月）について、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、これを 6 月に前倒しで行うとともに、各府省における不適正な会計経理防止対策等の実施状況を追加調査し、国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に資するために実施するものである。このため、平成 22 年 4 月から調査を開始し、6 月末を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。さらに、この調査結果を踏まえ問題があると考えられる場合には、必要に応じて追加調査の実施を検討する。</p> <p>○ <b>検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査</b></p> <p>本調査は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、検査への対応や資格取得における受検料、受講料などの負担状況等を把握し、その軽減を図るために実施するものである。このため、平成 22 年 7 月から調査を開始し、各府省における早期の制度の見直しに資するよう、年度内に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視</b></p> <p>本行政評価・監視は、高度経済成長期に集中的に整備された国及び地方公共団体等が維持管理する社会資本ストックの現状等を把握するとともに、ライフラインとなっている社会資本、国民の安全・安心にかかわる社会資本を中心に、効率的・効果的な維持管理及び更新等の在り方について検討するものであり、平成 22 年 7 月から本省による概況調査を、12 月から管区行政評価局等を動員した実地調査を開始する。なお、調査結果については、平成 24 年度予算編成に資するようなタイミングで取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視</b></p> <p>本行政評価・監視は、公共職業安定所における求人開拓及び職業紹介の実施状況、未充足求人对策の実施状況、N P O 等との連携状況、市場化テストの実施状況を調査し、公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化及び雇用のミスマッチの縮小に資するために実施するものであり、平成 22 年 12 月から実地調査を開始する。なお、調査結果については、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、平成 23 年度のできる限り早期に取りまとめ、勧告等を行う。</p> |